資料２

平成２０年度水域環境の状況について

平成２１年７月

神奈川県環境農政部

目　　次

頁

Ⅰ　公共用水域水質測定結果の概要

1　測定の概要
(1) 測定地点数等 …… 1
(2) 測定項目 …… 1
(3) 測定結果の総括 …… 1

2　項目別測定結果
(1) 健康項目の測定結果 …… 2
(2) 生活環境項目（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の測定結果 …… 3

3　県内の主な水域の環境基準達成状況
(1) 県内の主要河川 …… 4
(2) その他の河川 …… 5
(3) 相模湖、津久井湖 …… 6
(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖 …… 6
(5) 東京湾 …… 7
(6) 相模湾 …… 8

4　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準達成状況一覧
(1) 河川 …… 9
(2) 湖沼 …… １０
(3) 海域 …… １０

Ⅱ　地下水質測定結果の概要

1　測定の概要
(1) 調査の種類、測定地点数等 …… １３
(2) 測定項目 …… １３
(3) 測定結果の総括 …… １４

2　項目別測定結果
(1) メッシュ調査 …… １５
(2) 定点調査 …… １６
(3) 定期モニタリング調査 …… １７

Ⅲ　今後の取組み …… ２１

（参考）評価方法 …… ２２
公共用水域水質ベスト・ワースト地点 …… ２３

Ⅰ　公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を実施している。平成 20 年度の測定結果は次のとおりである。

１　測定の概要

(1)　測定地点数等

	測 定 地 点 数				
公共用水域		水域数	環境基準点	補助地点	合計
148地点	河川	35(35)	38(38)	49(49)	87(87)
(148)	湖沼	5(　5)	8(　8)	11(11)	19(19)
	海域	13(13)	29(29)	13(13)	42(42)
	計	53(53)	75(75)	73(73)	148(148)

注１：実施期間及び測定頻度　平成20年４月～平成21年３月(毎月１回)
注２：(　)内は、19年度の地点数

(2)　測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	26	10	7	8	13	64

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められている。
・ 健康項目：カドミウム、全シアン等の26項目
・ 生活環境項目：ＢＯＤ、ＣＯＤ等の10項目

特殊項目……フェノール類、銅等の法・条例の規制項目７項目
その他の項目…アンモニア性窒素、燐酸態燐等の８項目
観測項目……水温、流量等の13項目

(3)　測定結果の総括

・　健康項目については 148 地点で測定したところ、砒素(ひそ)が早川の会館橋で環境基準値を超過していた以外は、すべて環境基準を達成していた。
・　生活環境項目の代表的指標であるＢＯＤ又はＣＯＤについては、20 年度は 53 水域中 46 水域で環境基準を達成しており、19 年度の 53 水域中 47 水域と比べ、達成水域数で 1 水域減少した。達成率では、88.7%から 86.8%と、1.9 ポイント減少した。
・　東京湾では、環境基準を達成した水域が湾口部で１水域増加したが、相模湾では、相模湾(1)及び(2)の２水域ともに環境基準を達成していなかった。
　なお、相模湾において２水域ともに環境基準非達成となったのは平成７年度以来である。
・　全窒素及び全燐は東京湾内のみ環境基準が定められている。全窒素は４水域中１水域、全燐は４水域中２水域で達成していた。
・　全亜鉛は多摩川のみ環境基準が定められており、環境基準を達成していた。

２　項目別測定結果

公共用水域における環境基準は、大きく分けて健康項目と生活環境項目の２種類がある。それぞれの測定結果を記載する。

(1)　健康項目の測定結果

健康項目（26項目）については148地点で測定したところ、早川の会館橋で、砒素（ひそ）が火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成していた（表１）。

表１　健康項目の測定結果

水域区分	健　康　項　目	測　定 地点数	環境基準 達成地点数	達成率 （%）
河川・湖沼・海域	１　カドミウム	134	134	100
	２　全シアン	134	134	100
	３　鉛	134	134	100
	４　六価クロム	134	134	100
	５　砒素（ひそ）	134	133	99.3
	６　総水銀	134	134	100
	７　アルキル水銀	0	0	－
	８　ＰＣＢ	85	85	100
	９　ジクロロメタン	134	134	100
	１０　四塩化炭素	134	134	100
	１１　1,2-ジクロロエタン	134	134	100
	１２　1,1-ジクロロエチレン	134	134	100
	１３　シス-1,2-ジクロロエチレン	134	134	100
	１４　1,1,1-トリクロロエタン	134	134	100
	１５　1,1,2-トリクロロエタン	134	134	100
	１６　トリクロロエチレン	134	134	100
	１７　テトラクロロエチレン	134	134	100
	１８　1,3-ジクロロプロペン	134	134	100
	１９　チウラム	134	134	100
	２０　シマジン	134	134	100
	２１　チオベンカルブ	134	134	100
	２２　ベンゼン	134	134	100
	２３　セレン	134	134	100
	２４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	148	148	100
	２５　ふっ素	83	83	100
	２６　ほう素	83	83	100

(2)　生活環境項目※（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の測定結果

・　ＢＯＤ又はＣＯＤの環境基準達成水域は、53 水域（河川 35 水域、湖沼５水域、海域 13 水域）中 46 水域（86.8%）であり、19 年度（47 水域）より 1 水域減少していた。
・　達成率では、19 年度の 88.7%から 1.9 ポイント減少し、86.8%となった。
・　河川、湖沼、海域別に達成状況をみると、河川では 34 水域（97.1%）で 19 年度と同様であり、葛川で達成していなかった。
・　湖沼では、水域類型が定められている５水域（相模湖及び津久井湖は河川類型、芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は湖沼類型）のうち４水域（80.0%）であり、１水域（芦ノ湖）は達成していなかった。
・　海域では、水域類型が定められている 13 水域（東京湾 11 水域、相模湾２水域）のうち８水域（61.5%）となっており、19 年度より１水域減少し、東京湾の３水域（東京湾(10),(12),(16)）と相模湾の２水域（相模湾(1),(2)）で達成していなかった。
・　長期的にみると、生活環境項目の達成率は上昇傾向にある（表２及び図１）。

表２　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準の達成水域数の推移（全水域）

	年　　度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
河　　川	水　域　数	３４	３５	３５	３５	３５
	達成水域数	３２	３０	３３	３４	３４
	達　成　率	94.1%	85.7%	94.3%	97.1%	97.1%
湖　　沼	水　域　数	4	5	5	5	5
	達成水域数	3	4	4	4	4
	達　成　率	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
海　　域	水　域　数	１３	１３	１３	１３	１３
	達成水域数	１１	１０	8	9	8
	達　成　率	84.6%	76.9%	61.5%	69.2%	61.5%
全　水　域	水　域　数	５１	５３	５３	５３	５３
	達成水域数	４６	４４	４５	４７	４６
	達　成　率	90.2%	83.0%	84.9%	88.7%	86.8%

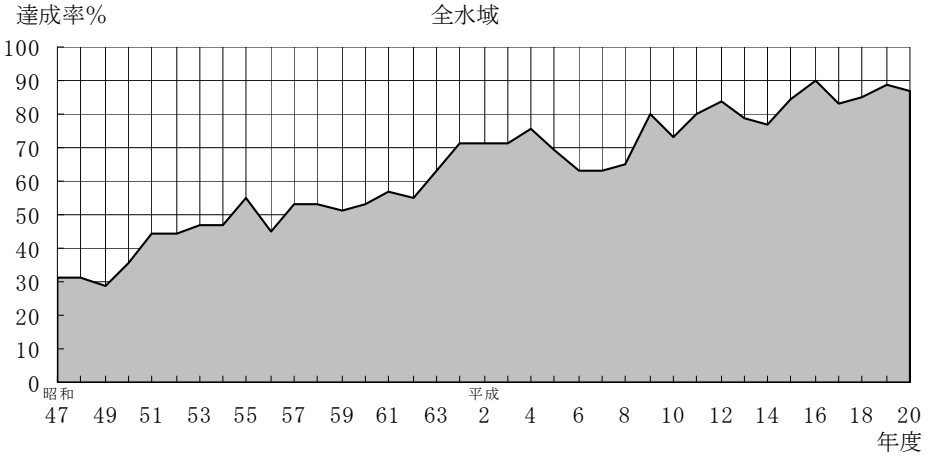

図１　ＢＯＤ又はＣＯＤの環境基準の達成率（全水域）

※　生活環境項目の環境基準（評価方法は２２ページで詳細に解説）
　生活環境項目の環境基準は、河川、湖沼及び海域別に、利用目的に応じた達成目標となる基準値を水域ごとに定めることとされている。
　ＢＯＤ・ＣＯＤ等については、河川がＡＡ～Ｅの６段階、湖沼がＡＡ～Ｃの４段階、海域がＡ～Ｃの３段階に分かれて類型指定されている。
　全窒素及び全燐については、湖沼はⅠ～Ⅴの５段階、海域はⅠ～Ⅳの４段階に分かれており、神奈川県では東京湾の水域のみ類型指定されている。
　全亜鉛については、河川及び湖沼は生物Ａ、生物特Ａ、生物Ｂ、生物特Ｂの４段階、海域は生物Ａ、生物特Ａの２段階に分かれており、神奈川県では多摩川及び東京湾が類型指定されている。東京湾については、平成 21 年度調査結果から評価する。

３　県内の主な水域の環境基準達成状況

(1) 県内の主要河川

・　多摩川（中・下流部　Ｂ類型）及び鶴見川（上流部　Ｄ類型、下流部　Ｅ類型）は、いずれもＢＯＤの環境基準を達成していた。

・　水道水源となっている相模川（中流部　Ａ類型、下流部　Ｃ類型）及び酒匂川（上流部　Ａ類型、下流部Ｂ類型）は、いずれもＢＯＤの環境基準を達成していた（表３）。

・　18 年度から水生生物類型の指定が行われた多摩川（中・下流部　生物Ｂ類型）は、全亜鉛の環境基準を達成していた（表４）。

表３　主要河川のＢＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値※により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	16 年度		17 年度		18 年度		19 年度		20 年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	B	3	2.9	○	2.9	○	2.1	○	2.1	○	1.6	○
	田園調布取水堰（上）			1.9		1.8		2.1		1.7		1.4	
	大師橋			2.2		1.9		2.0		1.9		1.4	
鶴見川上流	亀の子橋	D	8	8.3	×	9.4	×	8.2	×	7.6	○	5.9	○
鶴見川下流	大綱橋	E	10	5.8	○	8.2	○	7.2	○	5.6	○	5.0	○
	臨港鶴見川橋			2.2		2.5		1.5		1.6		1.5	
相模川中流	寒川取水堰（上）	A	2	1.3	○	1.3	○	1.2	○	1.0	○	0.8	○
相模川下流	馬入橋	C	5	1.5	○	2.9	○	1.7	○	1.8	○	1.8	○
酒匂川上流	飯泉取水堰（上）	A	2	1.6	○	1.6	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○
酒匂川下流	酒匂橋	B	3	1.8	○	1.8	○	1.7	○	1.6	○	1.3	○

・　多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点のＢＯＤの年間平均値をみると、多摩川は 1.3mg/L で 19 年度とほぼ同様、鶴見川は 4.6mg/L で 19 年度よりやや低く、相模川は 0.7mg/L、酒匂川は 1.0mg/L でそれぞれ 19 年度とほぼ同様であった（図２）。

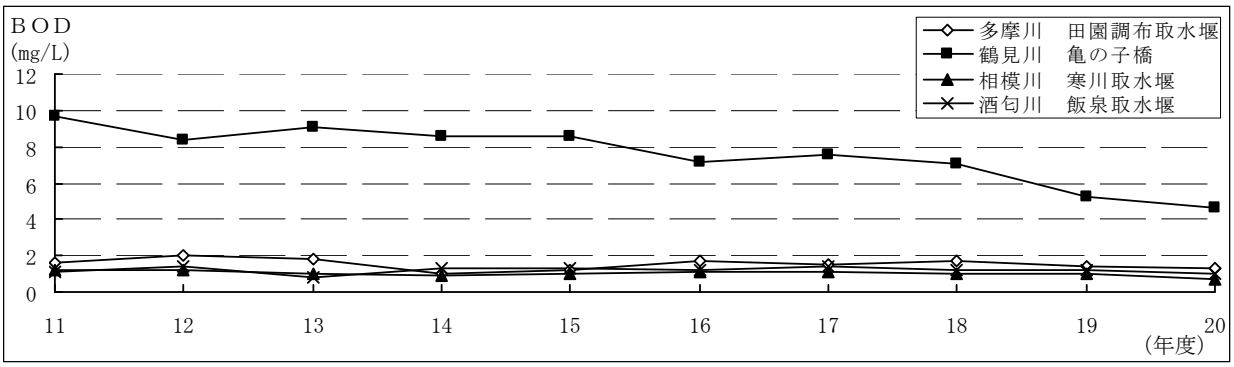

図２　河川の主要地点におけるＢＯＤ年間平均値の推移

※　75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値である。２２ページに詳細な説明を記載した。

・　多摩川の全亜鉛の年間平均値をみると、0.012mg/Lから0.018mg/Lで、平成19年度より高い値であった（図３）。

表４　多摩川の全亜鉛の環境基準の達成状況（年間平均値により判断）

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	生物B	0.03	0.016	－	0.019	－	0.019	－	0.003	○	0.016	○
	田園調布取水堰（上）			0.016		0.009		0.008		0.002		0.012	
	大師橋			0.013		0.013		0.008		0.002		0.018	

※　全亜鉛の報告下限値は、15年度までは0.01mg/L、16年度以降は0.001mg/L

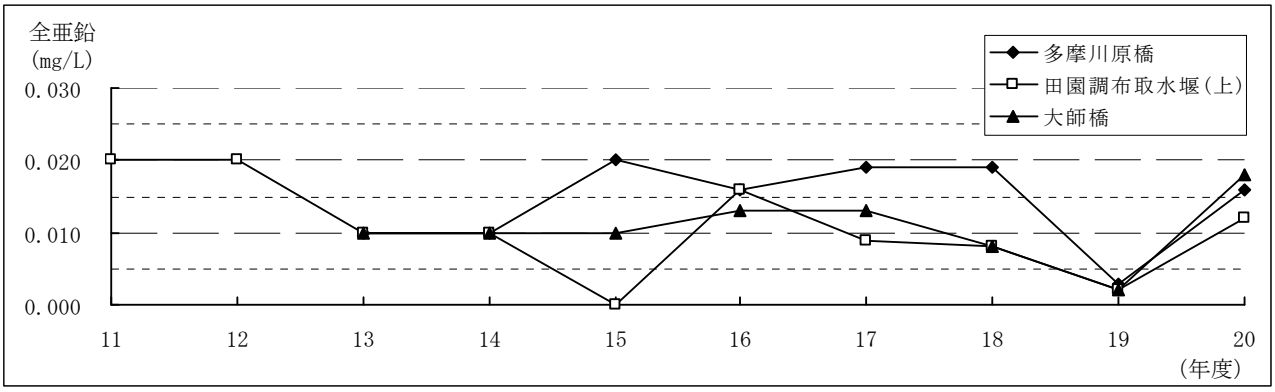

図３　多摩川における全亜鉛年間平均値の推移

(2)　その他の河川

その他の河川では、葛川がＢＯＤの環境基準を達成していなかった。

(3) 相模湖、津久井湖

・　相模湖（河川Ａ類型）及び津久井湖（河川Ａ類型）は環境基準を達成していた（表５）。

表５　ＢＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	境川橋	河川Ａ	2	1.9	○	1.2	○	1.4	○	1.3	○	1.0	○
津久井湖	沼本ダム	河川Ａ	2	1.4	○	1.7	○	1.4	○	1.8	○	1.5	○

・　主要地点（湖の中央部）のＢＯＤ年間平均値をみると、相模湖の湖央東部は1.2mg/L、津久井湖の湖央部は1.2mg/Lで、いずれも19年度とほぼ同様となっていた（図４）。

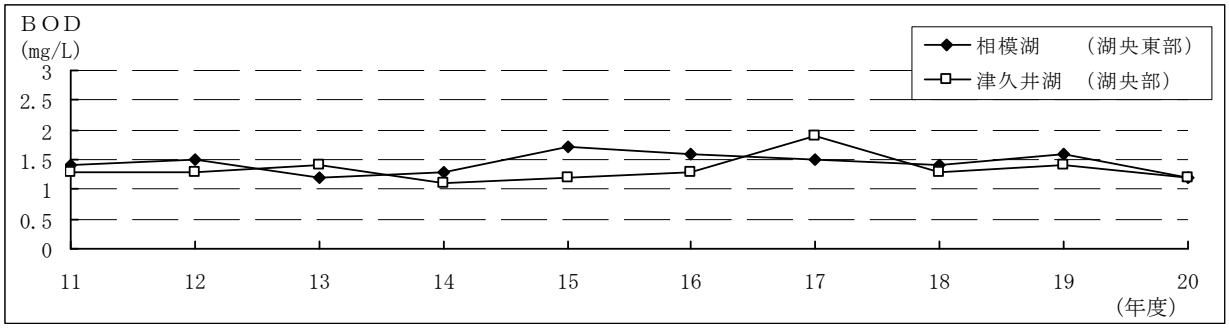

図４　相模湖、津久井湖の主要地点におけるＢＯＤ年間平均値の推移

(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖

・　芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼ＡＡ類型に指定されているが、ＣＯＤの環境基準を達成していなかった。

・　丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、湖沼Ａ類型の環境基準を達成していた（表６）。

表６　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
芦ノ湖	－	湖沼ＡＡ	1	2.1 ～2.3	×	2.4 ～2.6	×	2.3 ～2.5	×	2.3 ～2.8	×	2.0 ～2.2	×
丹沢湖	湖央部	湖沼Ａ	3	1.6	○	1.4	○	2.0	○	2.2	○	1.9	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼Ａ	3	－	－	1.4	○	2.1	○	1.6	○	1.2	○

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、芦ノ湖の湖央部は1.9mg/Lで19年度とほぼ同様、丹沢湖の湖央部は1.8mg/Lで19年度と同様、宮ヶ瀬湖のダムサイトは1.2mg/Lで19年度とほぼ同様となっていた（図５）。

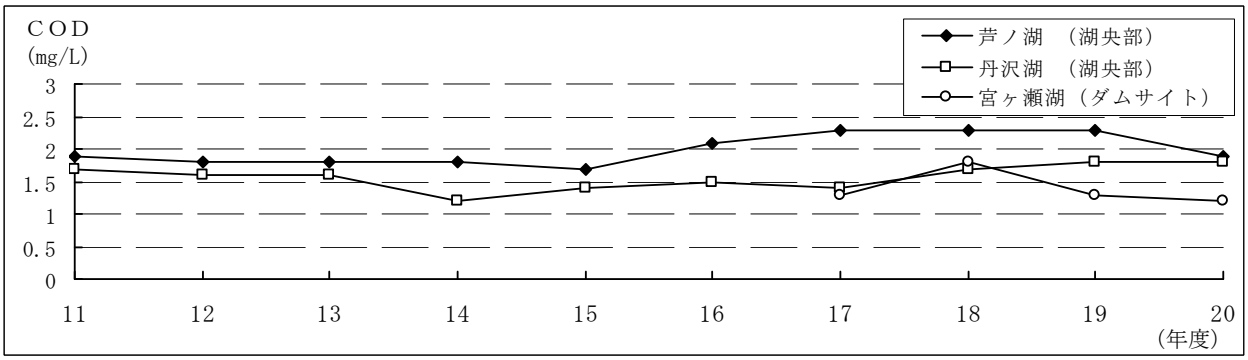

図５　芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

(5)　東京湾

・　東京湾は、11水域（Ａ類型２水域、Ｂ類型６水域、Ｃ類型３水域）のうち８水域でＣＯＤの環境基準を達成していた（表７）。

表７　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	類型	基準値	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	2.6～4.2	○	2.7～4.5	○	2.5～5.5	○	2.3～4.4	○	2.3～3.6	○
東京湾(7)	C	8	2.9	○	3.3	○	4.2	○	3.1	○	3.2	○
東京湾(8)	C	8	2.2	○	2.3	○	3.1	○	2.2	○	1.9	○
東京湾(9)	B	3	2.8	○	2.6	○	2.5	○	2.1	○	2.1	○
東京湾(10)	B	3	3.3	×	4.4	×	4.2	×	4.0	×	3.8	×
東京湾(12)	B	3	2.4～2.8	○	2.6～3.7	×	2.4～3.8	×	2.1～3.2	×	1.9～3.2	×
東京湾(13)	B	3	1.8	○	2.2	○	2.5	○	2.0	○	1.9	○
東京湾(14)	B	3	1.8	○	1.8	○	2.4	○	1.9	○	1.9	○
東京湾(15)	B	3	1.9	○	1.9	○	2.5	○	2.1	○	1.5	○
東京湾(16)	A	2	2.2～2.3	×	2.9～2.9	×	2.7～2.7	×	2.3～2.4	×	2.9～3.0	×
東京湾(17)	A	2	1.5～1.7	○	1.8～2.0	○	2.1～2.2	×	2.0～2.1	×	1.8～1.8	○

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、経年的には、ほぼ横ばいの状況にある（図６）。

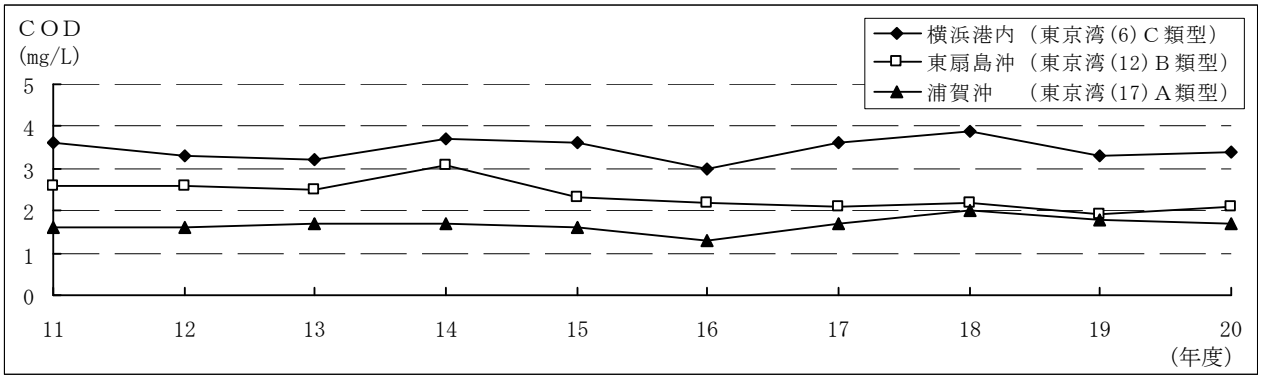

図６　東京湾の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

・　平成７年２月に東京湾で６水域に全窒素及び全燐の類型指定がされた。この６水域のうち、神奈川県分の４水域に東京都及び千葉県の測定地点のデータを含めて達成状況をみると、全窒素は４水域中１水域、全燐は４水域中２水域で環境基準を達成していた（表８）。

表８　東京湾における全窒素及び全燐の達成状況

水域名	類型	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾（ロ）	Ⅳ	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○
東京湾（ハ）	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ニ）	Ⅲ	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×
東京湾（ホ）	Ⅱ	△	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×

注　○：環境基準達成
　　×：環境基準非達成
　　△：環境基準は非達成であるが暫定目標達成※
　　※　暫定目標は、平成14年３月15日に告示され平成17年６月３日に廃止されたため、平成14年度から平成16年度の達成状況評価のみに使用した。

(6) 相模湾

・　相模湾は２水域ともＡ類型の環境基準を達成していなかった（表９）。
　なお、２水域ともに環境基準非達成となったのは平成７年度以来である。

表９　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	類型	基準値	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湾(1)	A	2	1.5	○	1.5	○	2.1	×	1.7	○	2.2	×
相模湾(2)	A	2	1.1 ～1.6	○	1.1 ～1.4	○	1.1 ～1.6	○	1.2 ～1.7	○	1.4 ～2.1	×

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、辻堂沖は1.6mg/Lで、湾央は1.2mg/Lでいずれも19年度と同様であった（図７）。

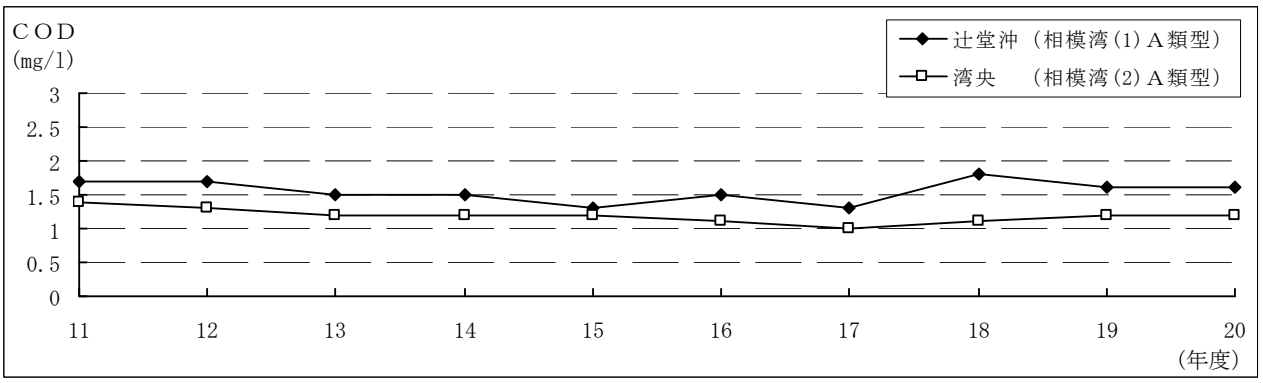

図７　相模湾の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

4　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準達成状況一覧

(1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	ＢＯＤ 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	ＢＯＤ ７５%値	20年度 達成状況
1	※多摩川中・下流	B	3mg/L以下	45(12)	3	1.4～1.6	○
2	鶴見川下流	E	10mg/L 以下	45	2	1.5～5.0	○
3	※　〃　上流	D	8mg/L 以下	45	1	5.9	○
4	相模川中流	A	2mg/L 以下	45	1	0.8	○
5	下山川	E	10mg/L 以下	46	1	5.6	○
6	田越川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.3	○
7	滑川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.1	○
8	神戸川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.2	○
9	※境川	D	8mg/L 以下	46	1	3.3	○
10	引地川	D	8mg/L 以下	46	1	3.1	○
11	金目川下流	C	5mg/L 以下	46	1	1.7	○
12	〃　上流	A	2mg/L 以下	46	1	0.9	○
13	葛川	C	5mg/L 以下	46	1	6.9	×[1]
14	中村川	C	5mg/L 以下	46	1	2.0	○
15	森戸川(小田原市)	D	8mg/L 以下	46	1	2.0	○
16	酒匂川上流	A	2mg/L 以下	46(54)	1	1.2	○
17	山王川	B	3mg/L 以下	46(14)	1	1.3	○
18	早川	A	2mg/L 以下	46	1	1.1	○
19	新崎川	A	2mg/L 以下	46(14)	1	1.1	○
20	千歳川	A	2mg/L 以下	46(14)	1	1.4	○
21	入江川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.3	○
22	帷子川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	0.8	○
23	大岡川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.5	○
24	宮川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.1	○
25	侍従川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.3	○
26	鷹取川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	2.8	○
27	平作川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	2.5	○
28	森戸川(葉山町)	E	10mg/L 以下	46	1	2.9	○
29	相模川下流	C	5mg/L 以下	47	1	1.8	○
30	※相模川上流(2)(相模湖)	A	2mg/L 以下	47	1	1.0	○
31	〃　(3)(津久井湖)	A	2mg/L 以下	47	1	1.5	○
32	松越川	E	10mg/L 以下	55	1	3.5	○
33	酒匂川下流	B	3mg/L 以下	55	1	1.3	○

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＢＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＢＯＤ ７５%値	20年度 達成状況
34	三沢川（多摩川水系）	C	5mg/L 以下	15	1	1.5	○
35	二ヶ領本川（多摩川水系）	B	3mg/L 以下	15	1	2.1	○
36	平瀬川（多摩川水系）	B	3mg/L 以下	15	1	1.6	○
37	中津川（相模川水系）	A	2mg/L 以下	16	1	1.2	○

(2) 湖沼

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＣＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＣＯＤ ７５%値	20年度 達成状況
1	芦ノ湖	ＡＡ	1mg/L以下	47	4	2.0～2.2	×$_4$
2	丹沢湖	A	3mg/L 以下	54	1	1.9	○
3	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L 以下	16	1	1.2	○

注：相模湖、津久井湖については河川Ａ類型の指定である。

(3) 海域

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＣＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＣＯＤ ７５%値	20年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L 以下	46	5	2.3～3.6	○
2	〃　(7)	C	8mg/L 以下	46	1	3.2	○
3	〃　(8)	C	8mg/L 以下	46	1	1.9	○
4	※　〃　(9)	B	3mg/L 以下	46	1	2.1	○
5	〃　(10)	B	3mg/L 以下	46	1	3.8	×$_1$
6	※　〃　(12)	B	3mg/L 以下	46	4	1.9～3.2	×$_1$
7	〃　(13)	B	3mg/L 以下	46	1	1.9	○
8	〃　(14)	B	3mg/L 以下	46	1	1.9	○
9	〃　(15)	B	3mg/L 以下	46	1	1.5	○
10	※　〃　(16)	A	2mg/L 以下	46	2	2.9～3.0	×$_2$
11	※　〃　(17)	A	2mg/L 以下	46	2	1.8～1.8	○
12	相模湾(1)	A	2mg/L以下	54	1	2.2	×$_1$
13	〃　(2)	A	2mg/L 以下	54	7	1.4～2.1	×$_1$

注：記号の意味は次のとおり
　※：県際水域
　○：環境基準達成
　×：環境基準非達成(右下の数字は基準を満足しない地点数)

指定年度欄の（　）内の数字は、改訂年度

○公共用水域に係る環境基準

＜人の健康の保護に関する環境基準＞

カドミウム	0.01 mg/L 以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02 mg/L 以下	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	検出されないこと	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03 mg/L 以下		
ＰＣＢ	検出されないこと	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02 mg/L 以下	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

＜生活環境の保全に関する環境基準＞

項目／類型	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）
河川Ａ	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	－	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	－
河川Ｂ	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	－	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN /100mL 以下	－
河川Ｃ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	－	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	－
河川Ｄ	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	－	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－
河川Ｅ	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	－	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－	－
湖沼 AA	6.5 以上 8.5 以下	－	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	－
湖沼Ａ	6.5 以上 8.5 以下	－	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	－
海域Ａ	7.8 以上 8.3 以下	－	2 mg/L 以下	－	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	検出されないこと。
海域Ｂ	7.8 以上 8.3 以下	－	3 mg/L 以下	－	5 mg/L 以上	－	検出されないこと。
海域Ｃ	7.0 以上 8.3 以下	－	8 mg/L 以下	－	2 mg/L 以上	－	－

CODに係る
環境基準の水域区分

水域	類型	基準値
東京湾(1) ～ 東京湾(8) 千葉港(甲)	C	8mg/L以下
東京湾(9) ～ 東京湾(15) 千葉港(乙)	B	3mg/L以下
東京湾(16)	A	2mg/L以下
東京湾(17)		

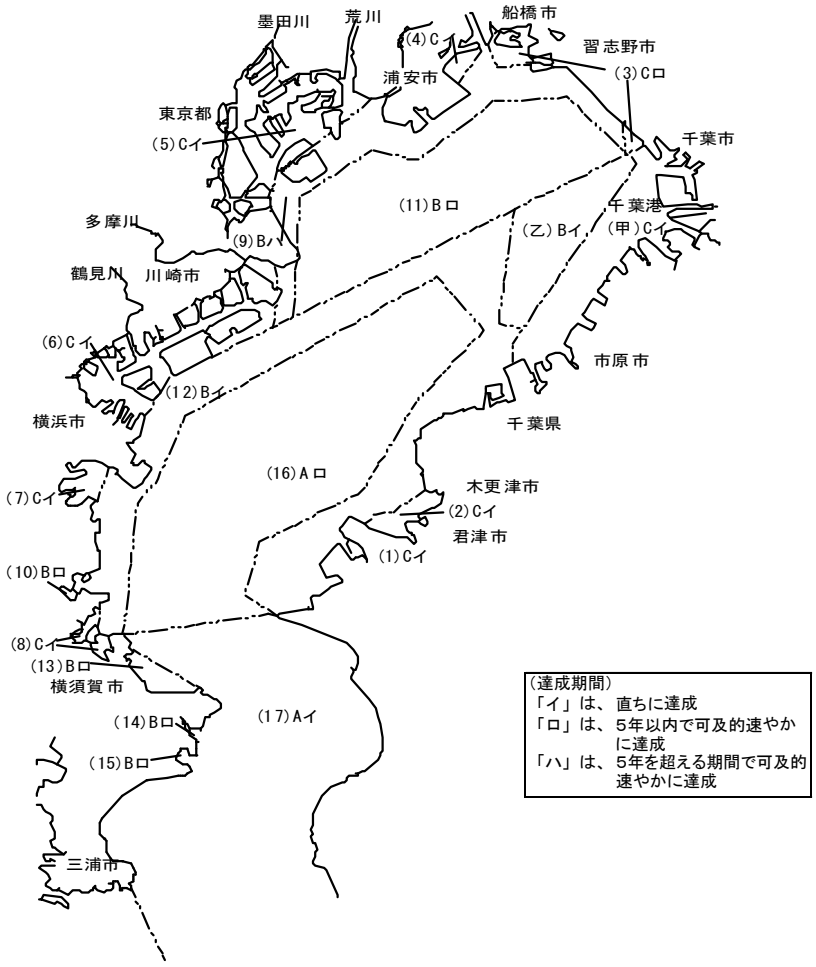

全窒素・全燐に係る環境基準の水域区分

	水域	類型	基準値
全窒素	千葉港 東京湾(イ) 東京湾(ロ) 東京湾(ハ)	Ⅳ	1mg/L以下
全窒素	東京湾(ニ)	Ⅲ	0.6mg/L以下
全窒素	東京湾(ホ)	Ⅱ	0.3mg/L以下
全燐	千葉港 東京湾(イ) 東京湾(ロ) 東京湾(ハ)	Ⅳ	0.09mg/L以下
全燐	東京湾(ニ)	Ⅲ	0.05mg/L以下
全燐	東京湾(ホ)	Ⅱ	0.03mg/L以下

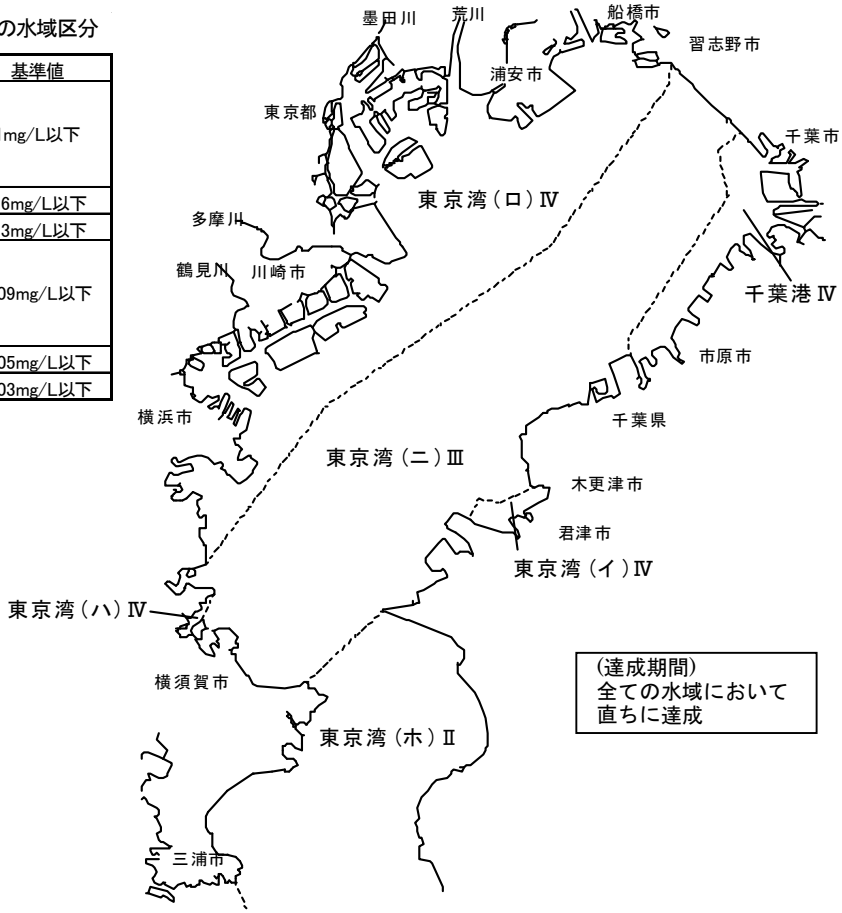

Ⅱ　地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を行っている。平成 20 年度の測定結果は次のとおりである。

1　測定の概要

(1)　調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	メッシュ調査※1	319地点	20年10月～20年11月に実施。（年１回）
	定点調査※2	105地点	
定期モニタリング調査※3		149地点	
計		573地点	

（調査の説明）

※１　メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を１ｋｍメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を１つ選定し、その井戸の水質についての調査。

４年間で１巡するよう、年次計画を策定し実施している。

20年度は、12市３町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、三浦市、伊勢原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町）のメッシュ内に存在する319地点で水質の測定を行った。

※２　定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。

20年度は、全市町村の105地点で水質の測定を行った。

※３　定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において、継続的な監視のための調査。

20年度は、17市5町の149地点で水質の測定を行った。

(2)　測定項目

調査の種類		測　定　項　目
概況調査	メッシュ調査	環境基準項目、一般項目（計31項目）
	定点調査	
定期モニタリング調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目・・・・地下水質の環境基準に定められている26項目（公共用水域の健康項目と同じ。）

一般項目・・・・・・・・電気伝導率、ｐＨ、水温、臭気、外観

(3) 測定結果の総括

○ メッシュ調査（表10-１）

・ 12市３町の319地点を調査したところ、環境基準項目については、290地点で環境基準を達成していた。

・ 環境基準を達成していなかった10市１町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、大和市、平塚市、厚木市、三浦市、伊勢原市及び箱根町）の29地点については、鉛、砒素（ひそ）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」及びほう素の６項目のいずれかの項目が環境基準値を超過していた。

・ 一般項目のうち、ｐＨは平塚市及び三浦市のそれぞれ１地点で評価基準を達成していなかった。

○ 定点調査（表10-２）

・ 全市町村の105地点を調査したところ、環境基準項目については、102地点で環境基準を達成していた。

・ 環境基準の達成率は97.1％で、前年度と同様であった。

・ 環境基準を達成していなかった３市（川崎市、藤沢市及び綾瀬市）の３地点については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準値を超過していた。

・ 一般項目については、ｐＨは川崎市の１地点で評価基準を達成していなかった。

○ 定期モニタリング調査（表10-３）

・ 17市５町の149地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した10項目について67地点で環境基準を達成していた。

・ 環境基準を達成していなかった16市２町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、鎌倉市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び中井町）の82地点については、砒素（ひそ）、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の６項目のいずれかの項目が環境基準値を超過していた。

・ 一般項目については、ｐＨは全地点で評価基準を達成していた。

表10－１　メッシュ調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	319	14	245	76.8	6	290	90.9
一般項目	5	319	—	—	—	1	317	99.4
全項目の集計	31	319	14	245	76.8	7	289	90.6

表10－２　定点調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	105	10	102	97.1	1	102	97.1
一般項目	5	105	—	—	—	1	104	99.0
全項目の集計	31	105	10	102	97.1	2	101	96.2

表10－３　定期モニタリング調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	10	149	8	142	6	67
一般項目	5	149	—	—	0	149
全項目の集計	15	149	8	142	6	67

2　項目別測定結果

(1)　メッシュ調査

環境基準を達成していなかった項目は、鉛、砒素（ひそ）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」及びほう素の６項目であった（表11-1）。

表 11-1 メッシュ調査項目別測定結果　　総測定地点数　：　319 地点

区分	項　　目	測　定 地点数	検　出 地点数	環境基準等 超過地点数	最　高 濃　度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	カドミウム	250	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	全シアン	250	0	0	－	0	100	検出されないこと
	鉛	250	4	1	0.035	1.6	99.6	0.01mg/L 以下
	六価クロム	250	0	0	－	0	100	0.05mg/L 以下
	砒素（ひそ）	250	5	1	0.048	2.0	99.6	0.01mg/L 以下
	総水銀	250	0	0	－	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	8	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ＰＣＢ	250	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	319	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	319	5	0	0.0009	1.6	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	319	1	0	0.0012	0.3	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	319	2	0	0.004	0.6	100	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	319	1	0	0.005	0.3	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	319	7	0	0.0065	2.2	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	319	2	0	0.0025	0.6	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	319	15	1	0.033	4.7	99.7	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	319	14	1	0.013	4.4	99.7	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	319	0	0	－	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	250	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	250	0	0	－	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	250	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	319	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	250	3	0	0.004	1.2	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	250	231	24	36	92.4	90.4	10mg/L 以下
	ふっ素	250	67	0	0.64	26.8	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	250	121	1	1.3	48.4	99.6	1mg/L 以下
	計	319	245	29		76.8	90.9	
一般項目	電気伝導率	319						
	ｐＨ	319		2	8.8		99.4	5.8 以上 8.6 以下
	水温	319						
	計	319		2			99.4	
合　計		319	245	30		76.8	90.6	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

(2) 定点調査

○ 環境基準を達成していなかった項目は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」のみであった（表11-2-1）。

表 11-2-1 定点調査項目別測定結果　　総測定地点数 ： 105 地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	105	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	全シアン	105	0	0	－	0	100	検出されないこと
	鉛	105	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	105	0	0	－	0	100	0.05mg/L 以下
	砒素	105	1	0	0.005	1.0	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	105	0	0	－	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	4	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ＰＣＢ	105	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	105	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	105	5	0	0.0007	4.8	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	105	0	0	－	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	105	1	0	0.002	1.0	100	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	105	0	0	－	0	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	105	5	0	0.0010	4.8	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	105	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	105	8	0	0.025	7.6	100	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	105	10	0	0.0054	9.5	100	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	105	0	0	－	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	105	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	105	0	0	－	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	105	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	105	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	105	2	0	0.003	1.9	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	105	90	3	22	85.7	97.1	10mg/L 以下
	ふっ素	105	35	0	0.34	33.3	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	105	50	0	0.48	47.6	100	1mg/L 以下
	計	105	102	3		97.1	97.1	
一般項目	電気伝導率	105						
	ｐＨ	105		1	5.7		99.0	5.8 以上 8.6 以下
	水温	105						
	計	105		1			99.0	
合計		105	102	4		97.1	96.2	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

○　平成 12 年度から平成 20 年度までの定点調査の環境基準達成率は、90.9%から 97.1%の間で変動している（表 11-2-2）。

表 11-2-2 定点調査環境基準項目達成率

年　度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
測定項目数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
測定地点数	80	95	100	99	99	103	105	105	105
超過地点数	3	8	6	9	4	5	5	3	3
環境基準達成率	96.3%	91.6%	94.0%	90.9%	96.0%	95.1%	95.2%	97.1%	97.1%

○　平成 12 年度から平成 20 年度までの定点調査において、環境基準を超過した項目は、鉛、砒素（ひそ）及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の３項目であった（図８）。

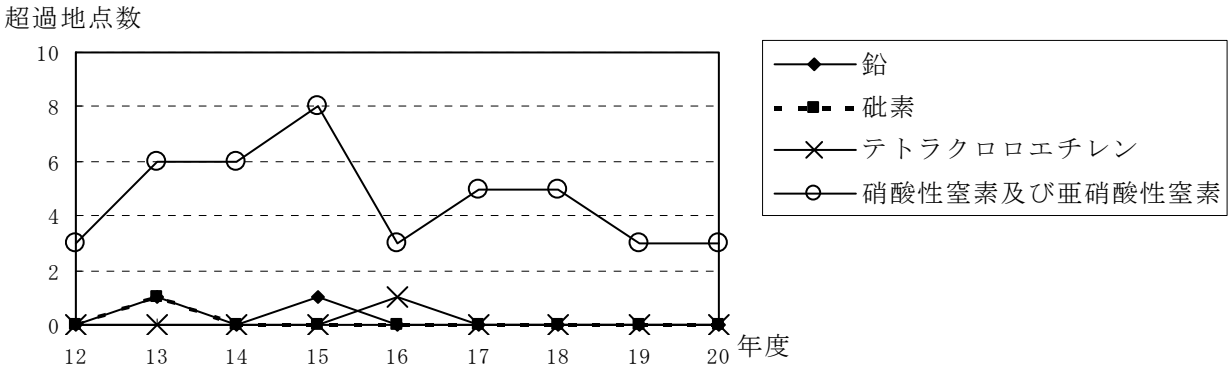

図８　定点調査環境基準項目別超過地点数経年変化

(3)　定期モニタリング調査

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の６項目であった（表11-3）。

表 11-3 定期モニタリング調査項目別測定結果　　総測定地点数　：　149 地点

区分	項　　目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	鉛	2	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	砒素（ひそ）	3	3	1	0.017	100	66.7	0.01mg/L 以下
	四塩化炭素	32	15	0	0.0015	46.9	100	0.002mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	37	4	2	0.038	10.8	94.6	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	40	19	8	3.7	47.5	80.0	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	66	20	0	0.17	30.3	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	73	48	17	0.38	65.8	76.7	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	71	54	24	0.63	76.1	66.2	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	68	68	41	100	100	39.7	10mg/L 以下
	計	149	142	82		95.3	45.0	
一般項目	電気伝導率	149						
	ｐＨ	149		0	－		100	5.8 以上 8.6 以下
	水温	149						
	計	149		0			100	
合　計		149	142	82		95.3	45.0	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

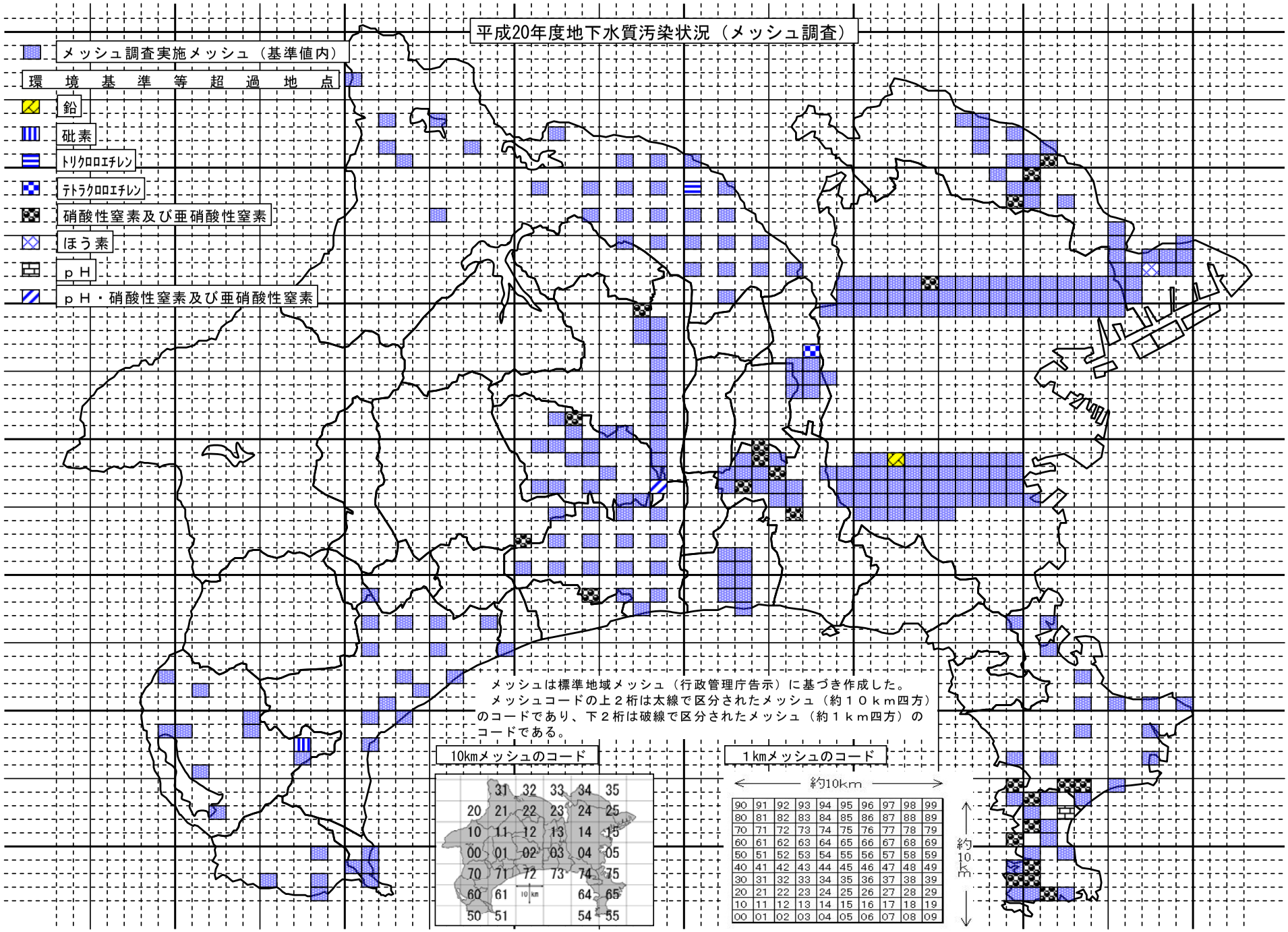
平成20年度地下水質汚染状況（メッシュ調査）
メッシュ調査実施メッシュ（基準値内）
環境基準等超過地点
鉛
砒素
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
ほう素
ｐＨ
ｐＨ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
メッシュは標準地域メッシュ（行政管理庁告示）に基づき作成した。
メッシュコードの上２桁は太線で区分されたメッシュ（約１０ｋｍ四方）のコードであり、下２桁は破線で区分されたメッシュ（約１ｋｍ四方）のコードである。
10kmメッシュのコード
31 32 33 34 35
20 21 22 23 24 25
10 11 12 13 14 15
00 01 02 03 04 05
70 71 72 73 74 75
60 61 64 65
50 51 54 55
10km
1kmメッシュのコード
約10km
90 91 92 93 94 95 96 97 98 99
80 81 82 83 84 85 86 87 88 89
70 71 72 73 74 75 76 77 78 79
60 61 62 63 64 65 66 67 68 69
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
00 01 02 03 04 05 06 07 08 09
約10km

平成20年度地下水質汚染状況（定点調査）

○ 定点調査実施地点（基準値内）

環境基準超過地点

● 硝酸性及び亜硝酸性窒素

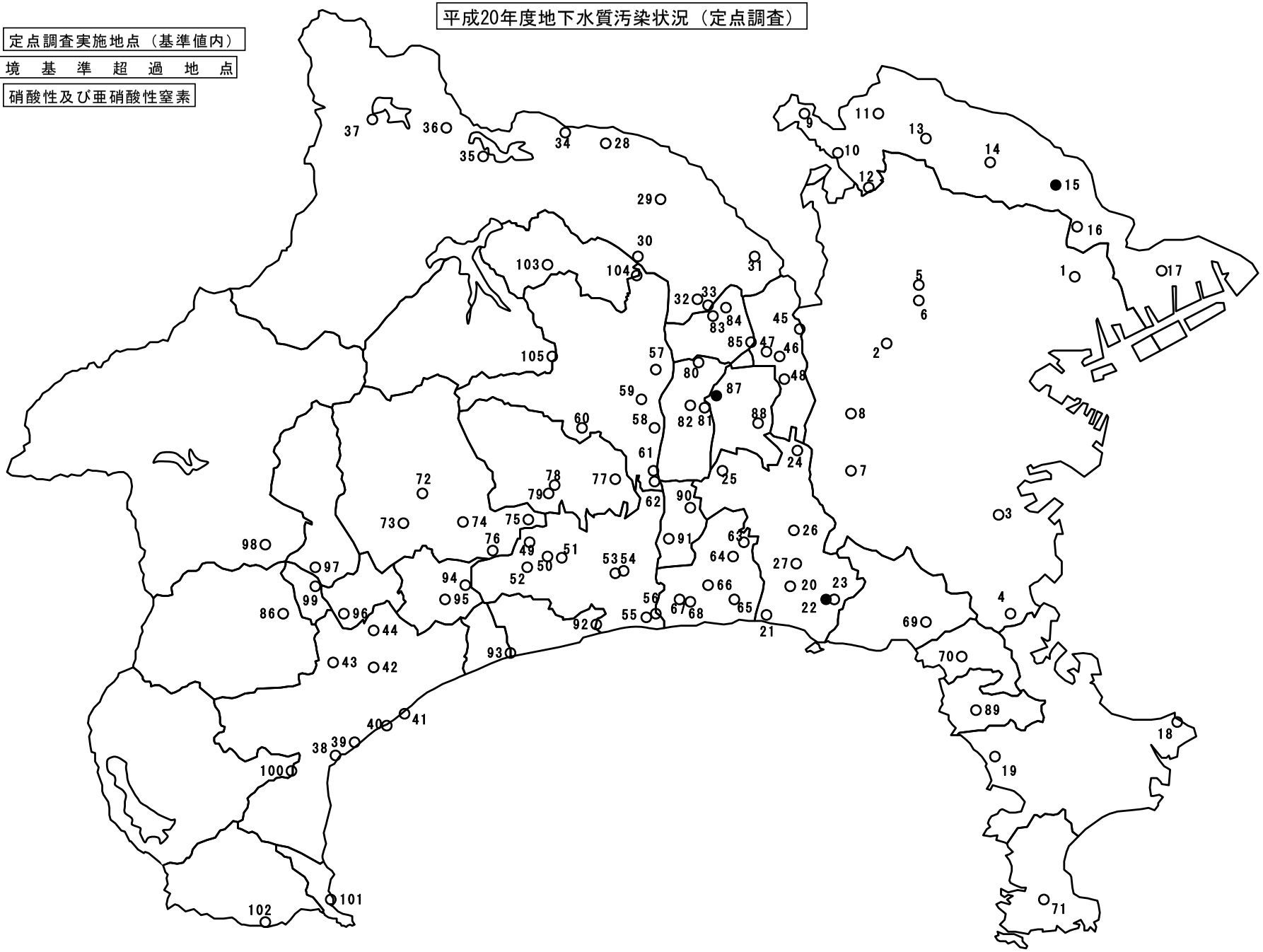

平成20年度地下水質汚染状況（定期モニタリング調査）

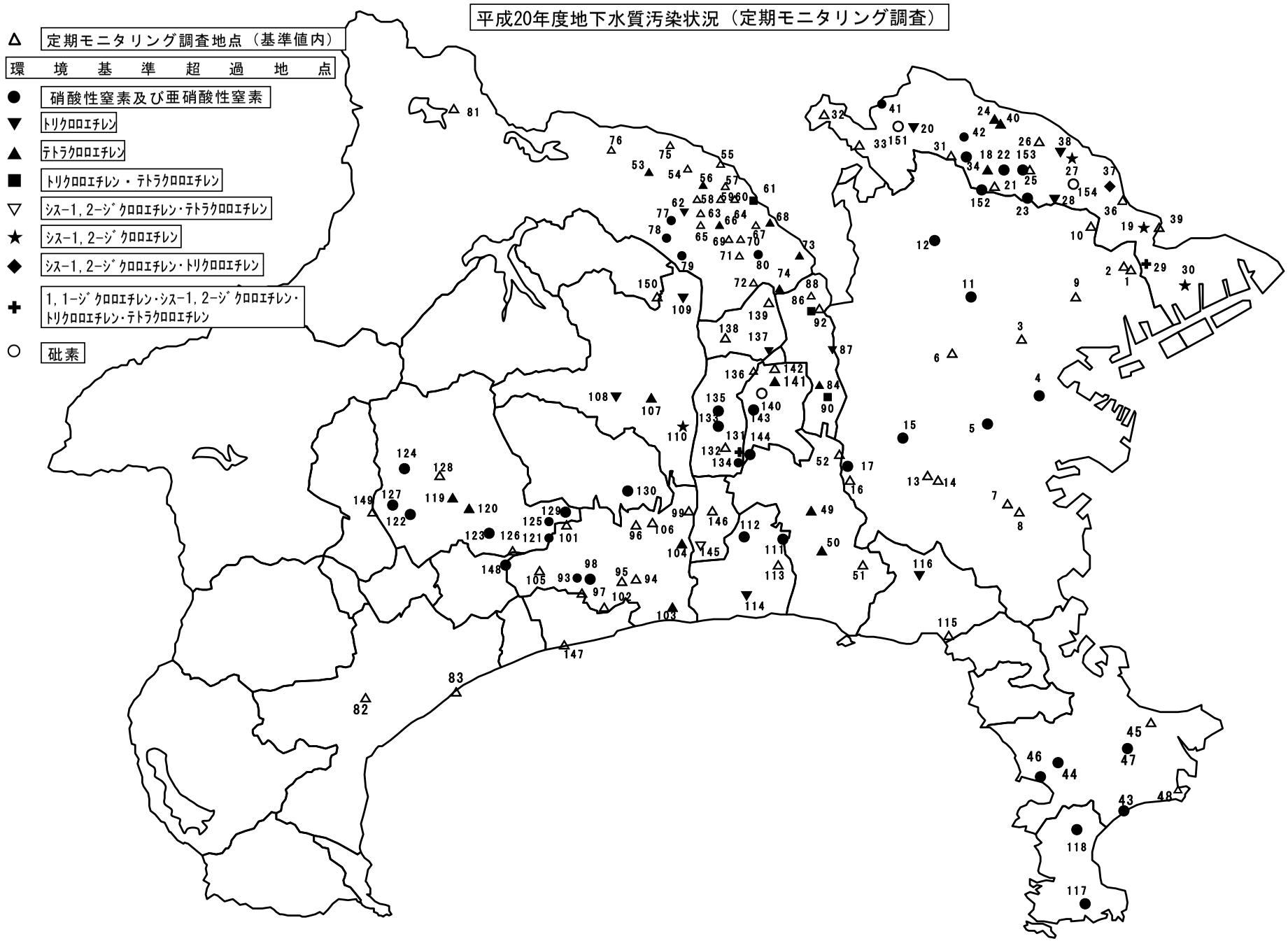

Ⅲ　今後の取組み

(1)　公共用水域の対策

・　市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組むことにより、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図る。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努める。

・　東京湾の水質保全については、ＣＯＤ、窒素、燐の総量削減計画を推進する。

・　相模湾で環境基準非達成となったことについては、気象や海流の影響等も考えられることから、今後の測定結果の推移を注視していく。

(2)　地下水の対策

・　市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づき、工場、事業場の規制物質に対する指導を徹底し、地下水汚染の未然防止を図る。

・　汚染原因者が特定された場合は、水質汚濁防止法及び条例に基づき、地下水浄化対策を指導し、地下水汚染の改善に努める。

・　地下水を水源とする地域において、市町村が行う地下水浄化対策等の支援を行う。

(3)　県民等への情報提供

・　今後も公共用水域及び地下水の調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行う。

（参考）　評価方法

(1) 公共用水域

ア　健康項目の評価

26 の観測項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 25 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ　生活環境項目（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の評価

（ア）類型指定水域における評価

・　水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

（75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの 0.75×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値）

・　複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

・　県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

（イ）測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における 75%水質値が類型の環境基準値を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

（ウ）経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

＊ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）：河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

＊ＣＯＤ（化学的酸素要求量）：海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ウ　生活環境項目（全亜鉛）の評価

水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

エ　東京湾の全窒素及び全燐の評価

（ア）水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

（イ）複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると評価する。

（ウ）県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。

(2) 地下水

ア　環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 25 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ　特殊項目及び一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

＊ｐＨの評価基準は、水道法第４条に基づく水質基準による。

参考資料　公共用水域水質ベスト・ワースト地点

河川ベスト地点（ＢＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	丹沢湖流入河川 玄倉川［山北町］	0.1	1	丹沢湖流入河川　落合発電所放流水［山北町］	0.1
1	丹沢湖流入河川 落合発電所放流水［山北町］	0.1	1	丹沢湖流入河川 世附川［山北町］	0.1
1	丹沢湖流入河川 世附川［山北町］	0.1	3	丹沢湖流入河川 玄倉川［山北町］他１	0.2

河川ワースト地点（ＢＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	恩田川 都橋［横浜市緑区］	8.1	1	葛川 吉田橋※［大磯町］	10
2	葛川 吉田橋※［大磯町］	5.6	2	恩田川 都橋［横浜市緑区］	8.5
3	下山川 下山橋※［葉山町］	4.7	3	境川 大道橋［藤沢市］	7.3

湖沼ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	宮ヶ瀬湖 ダム中央［清川村］	1.1	1	宮ヶ瀬湖 ダム中央［清川村］	1.2
2	宮ヶ瀬湖 ダムサイト※［清川村］	1.2	2	宮ヶ瀬湖 ダムサイト※［清川村］	1.3
3	丹沢湖 湖央部※［山北町］他１	1.8	3	津久井湖 道志橋［相模原市］	1.7

湖沼ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	丹沢湖 湖西部［山北町］	3.5	1	津久井湖 名手橋［相模原市］	3.1
2	丹沢湖 大仏大橋［山北町］	2.9	2	丹沢湖 湖西部［山北町］	2.9
3	津久井湖 名手橋［相模原市］	2.3	2	丹沢湖 大仏大橋［山北町］	2.9

東京湾ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	剱崎沖	1.4	1	剱崎沖	1.4
2	久里浜港内※［横須賀市］	1.5	2	第三海堡東※	1.8
3	第三海堡東※ 他１	1.6	2	浦賀港内※［横須賀市］他２	1.8

東京湾ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	京浜運河扇町※［川崎市］	4.0	1	鶴見川河口先※［横浜市］	4.1
2	鶴見川河口先※［横浜市］	3.7	2	平潟湾内［　〃　］	3.4
3	横浜港内※　［　〃　］	3.4	3	横浜港内※［　〃　］	3.3

相模湾ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	真鶴沖［真鶴町］	1.1	1	湾央西	1.1
1	湾央西	1.1	1	真鶴沖［真鶴町］	1.1
1	吉浜沖※［湯河原町］他１	1.1	1	吉浜沖※［湯河原町］他３	1.1

相模湾ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成20年度			平成19年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	江の島西［藤沢市］	2.2	1	江の島西［藤沢市］	2.4
2	平塚沖［平塚市］	1.6	2	小田和湾［横須賀市］	1.7
2	辻堂沖※［藤沢市］	1.6	3	辻堂沖※［藤沢市］他１	1.6

※　環境基準点